

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 市民の森の使用許可（会議室等） |
| 根拠条例・規則等名 | | さいたま市市民の森条例・さいたま市市民の森条例施行規則 |
| 条 項 | | 第 6 条 第 1 項 |
| 所 管 部 課 | | 経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター（電話：048-664-5915） |
| 審 査 基 準 | 基 準 （未設定の場合はその理由） | 基準については、条例第 7 条の記載事項 内規資料【利用申請受付の手引き】より 会議室等の利用は、原則として学習会、勉強会、講習会、研修会及び打ち合わせなどの一般的な会議とし、レクリエーションやサークル活動など会議以外の目的には貸出ししない。又、料理実習室の利用は原則として、料理実習以外は貸出ししない。 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 （未設定の場合はその理由） | 即日 利用申請は原則として窓口申請となること、申請時に使用料を納入して頂くことから即日許可となります。 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正 |
| 備 考 | | |